

茨城県議会と学校法人リリー文化学園 専門学校 文化デザイナー学院との
連携課題の実施に関する協定書

茨城県議会（以下「甲」という。）と学校法人リリー文化学園 専門学校 文化デザイナー学院（以下「乙」という。）とは、次により連携課題の実施に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と、乙とが、相互の密接な連携により学生の県議会および県行政への理解を深める機会を創出するとともに、若者の視点を取り入れた広報媒体を制作することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、連携協力するものとする。

（連携課題の対象）

第3条 連携課題を実施する学生（以下「学生」という。）は次のとおりとする。

学校法人リリー文化学園 専門学校 文化デザイナー学院

広告プロモーションデザイン学科 2年 41名

広告プロモーションデザイン学科 1年 36名

2 乙は、学生に対し、本協定に定める事項を周知しなければならない。

（実施期間）

第4条 締結の日から令和9年3月31日までとする。なお、実施期間を変更する必要がある場合は、甲、乙協議の上決定するものとする。

（経費の負担）

第5条 連携課題の実施に要する経費の負担については、その都度、甲と乙が協議の上、定めるものとする。

（事故責任等）

第6条 実施中（主に視察等）により学生が傷害を負った場合は、学生の加入する学生・生徒災害傷害保険より補償する。利用等に関する手続きは、乙が行うものとする。

（秘密の保持）

第7条 学生は、連携課題実施中及び実施後も、知り得た情報（公開情報を除く）を第三

者に漏洩してはならない。乙は、連携課題実施中及び実施後も、知り得た情報（公開情報を除く）を第三者に漏洩しないよう十分指導する。

（知的財産権）

第8条 本協定に伴う課題制作より創出された知的財産権については、乙に帰属するものとする。

2 甲は、前項に定める知的財産権について、乙の承諾を得た上で、無償で使用することができる。当該使用の範囲その他必要な条件については、甲と乙が協議の上、別途定めるものとする。

（その他）

第9条 本協定に定めのない事項又は運用に当たり疑義が生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が署名の上、各自その1通を保有する。

令和8年3月24日

甲 茨城県議会議長



乙 学校法人 リリー文化学園
専門学校 文化デザイナー学院 校長

